旭川リサーチセンター交流サロン厨房設備等使用申請書

　　　年　　月　　日

一般財団法人旭川産業創造プラザ

理事長　新　谷　龍一郎　様

（申請者）

住　　所

団 体 名

氏　　名

電話番号

使用物件　旭川リサーチセンター交流サロン内厨房及び付帯設備

使用目的　飲食メニューの開発及び提供、食堂経営実習

使用期間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

使用金額　月額２２，０００円（消費税２，０００円含む）

使用人員　　人

駐車台数　　台

交流サロン厨房設備等を使用するにあたっては、次の管理上の条件を遵守いたします。

（使用期間）

第１条　交流サロン厨房及び付帯設備の使用期間は１か月単位で６か月を限度とし、継続更新の場合にあっても最長１年間とする。

（負担区分）

第２条　交流サロン厨房内での設備の更新、模様替え等については、旭川産業創造プラザ事務局の承認のもと、使用申請者の責任で行うものとする。

２　施設内での事業実施にかかる電気使用料、上下水道使用料については、旭川産業創造プラザが負担することとし、その他の維持管理に要する経費については、申請者が負担するものとする。

３　事業実施に必要な什器類の購入や設備の修理等は申請者が行い、その費用は申請者の負担とする。

（施設等の善良な管理）

第３条　申請者は、旭川産業創造プラザが指定する施設及び貸与する設備等について、常に最善の注意を払い、適切な管理運営に当たらなければならない。

（目的外使用の禁止）

第４条　申請者は、申請書記載の使用目的（飲食メニューの開発及び提供、食堂経営実習）以外に使用してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第５条　申請者は、この使用申請により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

（委託等の禁止）

第６条　申請者は、事業の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

（苦情の処理）

第７条　飲食メニューの開発及び提供、食堂経営実習にかかる利用者からの苦情については、申請者の責任において対応するものとする。

２　前項に掲げる苦情があった場合は、申請者は旭川産業創造プラザ事務局に速やかに報告するものとする。

（事故発生時の報告）

第８条　申請者は、施設内で事故（施設等の滅失または損傷を含む。）が発生したときは、その状況を速やかに旭川産業創造プラザ事務局に報告しなければならない。

（損害賠償責任）

第９条　申請者の責めに帰すべき理由により、施設等を滅失または損傷させた場合は、申請者の負担において現状に回復するか、旭川産業創造プラザの損害賠償の請求に応じなければならない。

２　申請者は、飲食の提供等の実施にかかわり、旭川産業創造プラザまたは第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

（申請の取り消し）

第１０条　旭川産業創造プラザは、次の各号の一つに該当する場合は、この申請を取り消すことができる。

　（１）申請者が、この使用条件に違反し、その違反によりこの申請の目的を達することができないと認められたとき。

　（２）申請者の故意または重大な過失により施設等に大きな損害を与えたとき。

　（３）申請者が使用申請の解約を申し出たとき。

（補償費等の請求権の放棄）

第１１条　本申請期間の満了、若しくは申請者が前条の規定により本申請を解除したとき、または火災、盗難等の事故による損害が生じた場合において、申請者は、施設等に投じた設備費、修繕費、改良費、立退料及びその他一切の補償を旭川産業創造プラザに請求しないものとする。

（施設等の返還）

第１２条　本申請期間が満了したとき、または旭川産業創造プラザが第１０条の規定により本申請を解除した場合、申請者は、旭川産業創造プラザ事務局の指示する期日までに、現状復帰の上、施設等を返還しなければならない。

（事業内容及び状況の報告）

第１３条　申請者は月に１度、事業状況等を旭川産業創造プラザに報告し、旭川産業創造プラザは申請者の抱える課題等を解決するための助言及びアドバイスを行う。また、申請者は決算月から３ヶ月以内に決算書を旭川産業創造プラザに提出し事業報告を行う。申請者が個人事業者である場合は、税務申告後に申告書等の写し提出し事業報告を行う。

（その他）

第１４条　この使用条件に定めのない事項、または、この使用条件の解釈について疑義が生じたときは、旭川産業創造プラザ、申請者協議の上、決定または解決するものとする。

以上